

收支報告書

会計	繰越	検算	転記		
○	○	○	○	○	○

※該当箇所に ☐ レ すること。

いそぎきてつじをしえんするかい

1 政治団体の名称 いそざき哲史を支援する会

2 主たる事務所の所在地 東京都港区海岸1-4-26
ゆうらいふセンター

3 代表者の氏名 梶川 高則

4 会計責任者の氏名 谷川 文朗

5 令和 6 年分

団体コード	1	2	4	0	0	5	5	9	2	0	0	0	2	0
前年繰越額	17,894,221 円													

事務担当者の氏名 佐々木 郷実

電話番号 03-3434-2479

受付
7.4.10
収文公開室
第 号

151 号
7.2.18
東京都選挙管理委員会
事務局

政治団体の区分	
☐	政党
☐	政党の支部
☐	政治資金団体
☐	政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
☒	その他の政治団体
☐	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
全国（2都道府県以上）	

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 _____ (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

☐	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☒	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 礪崎 哲史

公職の種類 参議院議員 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
令和	年	月	日	から
令和	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受 付	審 査	確 認	消 込

1120

[illegible]

(その2)

収 支 の 状 況

全 国 団 体 用

1 収支の総括表

収 入 総 額	53,947,101
(前 年 か ら の 繰 越 額)	17,894,221
(本 年 の 収 入 額)	36,052,880
支 出 総 額	27,456,555
翌 年 へ の 繰 越 額	26,490,546

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	36,051,400	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	36,051,400	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア + イ)	36,051,400	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。「1件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	1,480	
合 計	1,480	

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分		1. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日		住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
全トヨタ政治に参加する会	14,821,400	令6	6	26	愛知県豊田市大林町十丁目10番地1	影山純一	
車と社会を考える会	21,230,000	令6	12	16	東京都品川区東五反田5-21-15	佐藤好一	
こ の 頁 の 小 計	36,051,400						
そ の 他 の 寄 附	0						
合 計	36,051,400						

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。

(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	354,482	
小 計	354,482	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	27,102,073	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	27,102,073	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	27,102,073	
合 計	27,456,555	(注)(その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			1. 光熱水費		2. 備品・消耗品費		③.事務所費		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日			支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)		備考		
事務所賃料	20,000	令6	1	24	全日産・一般業種労働組合連合会		東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビル				
政治資金監査費用	11,000	令6	3	28	大橋章浩		東京都新宿区笹原町31 笹原町SKビル303				
事務所賃料	91,200	令6	3	28	全日産・一般業種労働組合連合会		東京都港区海岸1-4-26 ゆうらいふセンター				
事務所賃料	20,000	令6	7	31	全日本自動車産業労働組合総連合会		東京都港区高輪4-18-21 View-well Square				
事務所賃料	136,800	令6	7	31	全日産・一般業種労働組合連合会		東京都港区海岸1-4-26 ゆうらいふセンター				
事務所賃料	30,000	令6	9	30	全日本自動車産業労働組合総連合会		東京都港区高輪4-18-21 View-well Square				
事務所賃料	30,000	令6	12	5	全日本自動車産業労働組合総連合会		東京都港区高輪4-18-21 View-well Square				
この頁の小計	339,000	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。									
その他の支出	15,482	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。									
合 計	354,482	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。									

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			宣伝事業費	リーフレット作成費他	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)		備考
議員看板作成代	19,800	令6	3	28	善友印刷株式会社	神奈川県横浜市都筑区東方町412-1	
広告作成費	3,300,000	令6	8	21	ガデンチェ株式会社	東京都渋谷区代官山町14番23号 セントラル代官山5F	
リーフレット作成費	16,591,080	令6	10	23	株式会社アイワット	名古屋市中区新栄1-7-22	
リーフレット作成費	2,440,900	令6	10	28	長苗印刷株式会社	愛知県春日井市神屋町引沢1-47	
広告作成費	3,300,000	令6	11	11	ガデンチェ株式会社	東京都渋谷区代官山町14番23号 セントラル代官山5F	
加入カード発送費	1,352,367	令6	11	29	善友印刷株式会社	神奈川県横浜市都筑区東方町412-1	
議員看板作成代	90,992	令6	12	5	善友印刷株式会社	神奈川県横浜市都筑区東方町412-1	
こ の 頁 の 小 計	27,095,139	(注1)	5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
そ の 他 の 支 出	6,934	(注2)	国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
		(注3)	「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。				
合 計	27,102,073	(注4)	項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について□してください。

(注) 有に□の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 13 日

政治団体の名称 いそぎき哲史を支援する会

会計責任者の氏名 谷川 文朗



(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代 表 者 の 氏 名



(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和 7 年 1 月 7 日

いそぎ哲史を支援する会

代表 梶川 高 則 殿

登録政治資金監査人

大橋 章 浩

登録番号

第 1156 号

研修修了年月日

平成 21 年 4 月 23 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、いそぎ哲史を支援する会の令和 6 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、いそぎ哲史を支援する会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

いそざき哲史を支援する会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する
事実はない。

以上